

居宅介護支援事業所コスモス 運営規程

(事業所の概要)

事業所名	居宅介護支援事業所コスモス
サービスの種類	指定居宅介護支援
所在地	長野市小島田町 449 番地
連絡先	電話番号 026-283-2513 FAX番号 026-285-5877

(事業の目的)

第1条 医療法人コスモスが開設する、居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の心身の特性を踏まえ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の向上に重点を置いた適正なケアマネジメントを行う。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(従業者の員数・職務内容)

第3条 従業者の員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者（兼務可）：常勤 1 名以上（主任介護支援専門員の有資格者）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - (2) 介護支援専門員：常勤 1 名以上
指定居宅介護支援の提供に当たる。
 - (3) 事務員：1 名
給付管理業務及び必要な事務を行う。
- 2 介護支援専門員一人当たりの担当利用者数は 44 人（要介護者の数に要支援の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数）とする。

(営業日及び営業時間)

第4条 営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日まで（祝日、8/15～8/16、12/30～1/3 を除く）
 - (2) 営業時間：午前 9 時から午後 6 時まで
- 2 上記の営業日、営業時間のほか、緊急の連絡及び相談に応じられるように、担当者が携帯電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制をとる

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第5条 指定居宅介護支援の提供にあたっては次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護支援の提供に際しては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者又はその家族の同意を得る。
 - (2) 居宅介護支援の提供の際には、利用者の提示する被保険者証によって、要介護認定等の有無、有効期限等の確認を行い、要介護認定がなされていない場合は、当該認定について必要な援助を行う。
 - (3) 相談を受ける場所及びサービス担当者会議等の開催場所は、利用者の居宅、事業所の相談室又は介護保険施設、その他相談等に適切と判断される場所とする。
- 2 居宅サービス計画の作成又は変更の内容は、次のとおりとする。
- (1) 当該地域における指定居宅サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して説明し、利用者にサービスの選択を求める。
 - (2) 利用者の居宅（入院・入所中の利用者に対しては当該入院・入所先）を訪問し、利用者及びその家族に面接して、利用者の有する能力、おかれている状況等の評価を通じて利用者が抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援するうえで解決すべき課題（ニーズ）を把握する。なお、この際の課題分析については、MDS-HC 方式等を用いる。
 - (3) 上記(2)の課題に基づき、当該地域における指定居宅サービス等が提供される体制を勘案して、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを提供する上での留意事項等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成する。
 - (4) 上記(3)で作成した居宅サービス計画の原案の内容について、当該計画の原案に位置づけた指定居宅サービスの担当者等から専門的な見地からの意見を求めるためのサービス担当者会議を開催する。なお、利用者が入院・入所中である場合や特段の事情がある場合を除き、原則としてサービス担当者会議の開催場所は利用者の自宅等とし、これによれない場合でも担当者等に対する照会等を行う。
 - (5) 指定居宅サービス等の種類、内容、利用料等について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。
- 3 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、月に1回以上（厚生労働省令で定める要件を満たし、利用者からの同意を得た場合は2月に1回以上）は、利用者の居宅を訪問して、利用者及びその家族の状況を把握するほか、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、計画の実施状況の把握を行うとともに、必要に応じて計画の変更、事業者等との調整連絡、その他の便宜の提供を行う。
- 4 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設等への入所を希望する場合には、介護保険施設等への紹介その他の便宜の提供を行う。

(利用料)

第6条 居宅介護サービス計画を作成した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、利用者から徴収しない。

2 保険料滞納により法定代理受領ができない場合は、事業所は利用料を徴収しサービス提供証明書を発行する。この場合、利用者は後日市町村窓口に当該証明書を提出し、利用料の払い戻しを受けることができる。

(その他の費用)

第7条 指定居宅介護支援の提供に際して、利用料とは別に要するその他の費用はない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、長野市（更北・川中島・篠ノ井・松代・若穂地区）とする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、利用者的人権擁護、虐待の未然防止、早期発見、虐待等への迅速かつ適切な対応を図る観点から、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止ための対策を検討する委員会（虐待防止検討委員会）を年1回以上、定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までの措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の適正化に関する事項)

第10条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行わないものとする。

- 2 緊急やむを得ない場合に、身体拘束等を行う必要がある場合であっても、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載する。
- 3 前項の緊急やむを得ない理由については、切迫性・非代替性・一時性の3つの要件を満たすことの確認及び手続きを、組織として極めて慎重に行い記録しておく。

(事故発生時の対応)

第11条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、事故の状況及びその際に行った処置等について記録し、その原因を解明し、再発防止に努めるものとする。
- 3 事業所は、居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情・ハラスメントの処理)

第12条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者又はその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

- 第13条** 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画(BCP)を策定し、当該計画に従い、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて当該計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

- 第14条** 事業所は、感染症の予防及びまん延防止を図る観点から次の措置を講じるものとする。
- (1) 感染症及びまん延防止のための対策を検討する委員会(感染対策委員会)を、概ね6月に1回以上開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 感染の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を年1回以上定期的に実施する。
 - (4) 上記(1)から(3)までの措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他の重要事項)

- 第15条** その他の重要事項については、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 事業所は、利用者又はその家族に対し質の高いケアマネジメントの提供と介護支援専門員の資質向上を図るため、定期的に研修の機会を確保する。
 - (2) 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を厳守する。
 - (3) 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じるものとする。
 - (4) この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人コスモスとの協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2012年4月1日から実施する。

この規程は、2019年12月1日から実施する。

この規程は、2023年4月1日から実施する。

この規程は、2024年4月1日から実施する。